

保険に関する手続き (国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険)

4 国民健康保険被保険者証(または資格確認書)・ 高齢受給者証(該当者のみ)の返納

手続きの説明

国民健康保険にご加入の方がお亡くなりになった場合は、下記受付窓口または郵送で被保険者証等をご返納ください。

※世帯主が変更になる場合は、再交付が必要となります。

ご家族の被保険者証(または資格確認書)・高齢受給者証(該当者のみ)と本人確認ができる証明書をお持ちのうえ、下記受付窓口へお越しください。

※葬祭費の支給の手続きがある場合は、手続きの後に返納してください。

持ち物

・これまでお使いの被保険者証(または資格確認書)、高齢受給者証

※世帯主が変更になる場合は、本人確認ができる証明書(運転免許証、日本国発行のパスポート、マイナンバーカード等)もお持ちください。

受付窓口

・国保・年金課資格賦課

・各総合支所くみん窓口、各出張所【窓口一覧参照】

期限

・お亡くなりになった日から14日以内

問い合わせ先

・国保・年金課資格賦課 電話 5 4 3 2 - 2 3 3 1

FAX 5 4 3 2 - 3 0 3 8

メモ

5 亡くなられた方に扶養されていた方(ご家族)の 国民健康保険の加入手続き

手続きの説明

亡くなられた方が加入する勤務先の健康保険の扶養に入られていた方(ご家族)は国民健康保険の加入手続きが必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※亡くなられた方が世田谷区の国民健康保険に加入していた場合は、葬祭費の支給手続きができますので9ページの6をご覧ください。

申請書等

- ・国民健康保険異動届(受付窓口にあります)

持ち物

- ・勤め先等の健康保険の資格喪失証明書
- ・マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード
- ・本人確認ができる証明書(運転免許証、日本国発行のパスポート、マイナンバーカード等)

受付窓口

- ・国保・年金課資格賦課
- ・各総合支所くみん窓口、各出張所【窓口一覧参照】

期限

- ・お亡くなりになった日から14日以内

問い合わせ先

- ・国保・年金課資格賦課 電話 5 4 3 2 - 2 3 3 1
FAX 5 4 3 2 - 3 0 3 8

メモ

6 国民健康保険に加入されていた方の 葬祭費の支給

手続きの説明

国民健康保険に加入されていた方がお亡くなりになった場合、葬祭を行いその費用を支払った方に、申請により葬祭費が支給されます。

※職場の健康保険等に本人として加入していた方が、国民健康保険加入後3か月以内に亡くなり、加入していた健康保険等から葬祭費や埋葬料が支給される場合があります。加入していた健康保険等の支給対象である場合、国民健康保険からは支給されません。詳しくは職場の健康保険等にお問い合わせください。

申請書

- ・国民健康保険葬祭費支給申請書

※申請書は区のホームページからダウンロードできます。

申請に必要なもの

- ・葬儀代金の領収書の写し(原則、葬儀会社が発行するもの。あて名が申請者名であり、葬儀代金である旨と故人名の記載があるもの。)
- ・亡くなった方の被保険者番号がわかるもの
(被保険者証、資格確認書など)
- ・申請者(葬祭の費用を支払った方)の振込先の口座番号等がわかるもの
- ・申請者の本人確認のできるもの(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)

受付窓口

- ・国保・年金課保険給付(郵送も可)
- ・各総合支所くみん窓口、各出張所【窓口一覧参照】

期 限

- ・葬祭を行った日の翌日から2年を経過すると時効となり支給されません。

問い合わせ先

- ・国保・年金課保険給付 電話 5 4 3 2 - 2 3 4 9

FAX 5 4 3 2 - 3 0 3 8

メモ

7 国民健康保険の限度額適用認定証等の返納

手続きの説明

国民健康保険に加入されていた方が亡くなられた場合で、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の交付を受けていた方は、返納をお願いします。

詳しくはお問い合わせください。

申請書等

- ・なし

持ち物

- ・限度額適用認定証
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・特定疾病療養受療証

受付窓口

- ・国保・年金課保険給付

期限

- ・なし

問い合わせ先

- ・国保・年金課保険給付 電話 5 4 3 2 - 2 3 4 9
FAX 5 4 3 2 - 3 0 3 8

メモ
